

第3節 特定施設届出地区

幹線道路沿いでは経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や工作物、広告物が建設されやすい傾向にあります。これにより、良好な眺望や自然豊かな景観、落ち着いた雰囲気が失われてしまう恐れがあります。

そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物等について、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぎ、良好な景観形成を図ります。

(1) 対象区域の範囲

下表の路線の道路端から両側 20m以内の区域（景観重点地区を除く。）とします。

■特定施設届出地区の位置（指定路線）

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
①	国道3号	八代市と氷川町との境界	赤松隧道八代市側坑口	路端から 両側20m以内
②	国道219号	国道3号との交点	球磨川遥拝堰との交点	路端から 両側20m以内
③	県道八代港線	国道3号との交点	大島橋との交点	路端から 両側20m以内
④	県道西片新八代停車場線	県道八代港線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から 両側20m以内
⑤	県道新八代停車場線	県道西片新八代停車場線との交点	八代市上日置町425番地先	路端から 両側20m以内
⑥	市道新八代駅前線	県道西片新八代停車場線との交点	県道新八代停車場線との交点	路端から 両側20m以内
⑦	市道竜西東西15号線	市道竜西南北20号線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から 両側20m以内
⑧	市道竜西南北20号線	市道竜西幹1号線との交点	八代市長田町3545番地先	路線から 両側20m以内
⑨	市道竜西東西18号線	市道竜西南北20号線との交点	市道竜西南北29号線との交点	路線から 両側20m以内
⑩	市道竜西南北29号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西東西18号線との交点	路線から 両側20m以内
⑪	市道竜西幹1号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西南北20号線との交点	路線から 両側20m以内

